

質問項目：

【総務費】 総合支所の予算の組み方や執行権限、港区国際化推進プランの取り組み、外国人にも理解できるような日本語表現（やさしい日本語）の情報発信

【民生費】 地域包括ケアシステム

【衛生費】 みなと在宅緩和ケア支援センター、アピアランス支援

【産業経済費】 免税手続きカウンターの設置、地元商店街における購買促進策

【土木費】 開発における地域貢献、港区開発事業に係る定住促進指導要綱

【教育費】 日本語学級、中学校での英語評価、区費講師の採用基準

* 決算特別委員会とは、前年度における決算について審議するために設置された特別委員会のことで、前年度事業についての費用や成果について担当課長に質問します。

【総務費】

Q. 身近な区役所づくりによって、区内にある5つの総合支所の存在が区民に大きくなった。今後、総合支所の予算配分をより一層活かしていく取り組みがあるようだが、今の予算の組み方や執行権限はどのようになっているのか？

財政課長：

H21年から予算枠配分方式を導入している。総合支所はあらかじめ設定された予算枠の範囲内で事業の優先度を判断し、総合支所長の下で予算編成を行っている。決定した予算を予算通りに執行する場合は、総合支所内で決定&執行が可能であるが、当初予算で想定できない課題への対応に予算が必要となった場合は、『予算の流用』という手続きが生じることとなり財政かとの協議が必要となる。

Q. 予算執行権限を拡充する動きの中で様々な検討がされていたと思うが、総合支所からの意見や検討の経緯はどのようなものがあったのか？

財政課長：

総合支所長の下で地域の実情を踏まえた予算編成がされる一方で、執行段階においては編成段階では想定できないことがあり、また予算流用手続きの際には財政課との協議が必要なことから地域の要望に迅速に対応することができなかった。そのため、日々生じる様々な課題に対し、総合支所が主体性を高め地域の課題解決に迅速に対応できるよう見直すとともに、執行率の改善など財政規律を確保するための仕組みを今後検討する。

Q. 港区国際化推進プランの名称の周知と推進内容の熟知は比例しないのは理解しているが、今まで国際化推進に向けてどのような取り組みを実施してきたのか？

国際化・文化芸術担当課長：

港区国際化推進プランは4つの柱で構成している。1. 『外国人の安全安心の確保』については、H27年度から避難所での通訳等を行う港区国際防災ボランティアを集い、140名を育成している。2. 『多言語対応』施策のひとつとして、登録メールマガジンでイベント情報や生活情報を英語、韓国語、中国語で発信した。3. 『相互に理解し合う国際都市の実現』では、港区国際交流協会HPで地域行事やイベント情報などの情報発信ができるよう取り組んでいる。4. 『国際都市としての魅力の向上と発信』については、大使館等との連携を一層強化し、区民が諸外国の文化等に身近に触れ、交流する機会を創出した。

Q. 平成25年度に実施した『港区在住外国人意識調査』において、日本語を話せる率は7割、読める率は6割とのことだった。港区が多言語化として実施している英語・韓国語・中国語以外を母国語とする方の中には、日本語の理解の方が深い人もいるはず。外国人にも理解できるような日本語表現を用いた情報発信を推進していくべきでは？

国際化・文化芸術担当課長：

外国人にも理解できる日本語表現は『やさしい日本語』とも呼ばれ、阪神淡路大震災以降に重要性が認識されている。例えば、普通の日本語では『今朝の大雨洪水警報を受け、避難勧告が出されました』という情報をやさしい日本語に置き換えると、『たくさんの雨で川の水が増えて、とても危ないというお知らせが今日の朝ありました。もし危ないと思ったら、安全なところに逃げてください』と表現する。簡単な言葉を用い、すべての漢字にルビを振り、文節の切れ目に余白を入れるなどの規則がある。

区内には約130の国と地域の方が住んでいる。災害時にはすべての言語で迅速に情報発信することは困難であるため、多くの外国人が理解できるやさしい日本語の導入は重要と認識している。

区内人口の7.7%が外国人であるが、やさしい日本語を介して日本人と日常的に交流できれば、日本人と外国人がともに地域の課題を協働して解決する豊かな地域社会を作り上げることが可能。

港区国際交流協会の日本語講座の受講料に対する半額助成による日本語習得支援を行うことに加え、やさしい日本語の取り組みを進めていく。

【民生費】

Q. 地域包括ケアシステム推進会議の第1回目から、『多職種連携の手段』について話題が挙がっていた。解決するためにどのような取り組みを実施してきたか？

地域包括ケア・福祉施設整備担当課長：
医師会が多職種で研修会を実施した。

Q. 地域包括ケアモデル事業は3つの機能を持たせて実施すると計画されている。『医療と福祉の相談窓口』、『病床確保』、そして『多職種連携』。本格運用に向けたモデル事業実施に向けて持たせる機能の3つはどのような理由で決定され、内容を検討したのか？

地域包括ケア・福祉施設整備担当課長：
療養病床を有する病院が少ないため、在宅療養の患者の急変時のためのベッド確保が課題。病院とケアマネ・訪問介護との連携に課題もあることから、安心して在宅療養に移行できるように介護や相談窓口が必要と判断した。多職種の連携や情報共有が必要となることから、医療介護職種の研修を行うこととした。具体的な内容やスケジュールは医師会や推進ケア会議で検討していく。

Q. 相談窓口は福祉と医療に関する相談を受け付けると回答があった。関係機関と円滑に連携する窓口になるものと聞いているが、その区民のための窓口はどこに設置するのか。どの機関のどいう方が担うのか、職種や具体的な担い手は誰になるのか。また、連携先とされる訪問介護や病院などの窓口はどういう方が担当するのか？

地域包括ケア・福祉施設整備担当課長：
相談窓口の設置場所はまだ未定。担い手は退院調整の実務経験や訪問看護の実務経験があることが望ましい。医療機関においてもそのような部署や実務経験のある人材を想定している。

Q. 推進ケア会議においても保健福祉常任委員会においても、高齢者以外にも対象とすべき層について意見が挙がったことがある。その中で区が高齢者のみを対象と決定した経緯は？

地域包括ケア・福祉施設整備担当課長：
港区では2025年に人口が20%増加するという推測が出ており、75歳以上の後期高齢者は32%増加をする。このため高齢者が中心の議論・検討となっていた。

【衛生費】

Q. 必要な行政サービスを迅速に繋ぐということが区が独自に緩和ケア支援センターという施設を開設するメリットということだが、行政サービスというものはどういうものを想定しているのか。今までどのような検討がされてきたのかを踏まえ、行政が実施する意義は何か？

健康推進課長：

医療や看護に関わる情報だけではなく、治療によって障害が残った場合の年金や治療費負担の生活相談など、区が実施しているサービスをひとりひとりの状況に応じて提供していくことが重要。緩和ケア支援センターではそのような相談にも対応していく。

Q. 患者やピアサポートに関わる団体が情報を得たりや知識を学んだり、得た知識を更に区民に還元できるよう、緩和ケアセンターでは研修・講習室が整備されると聞いている。区としてこういう団体に利用してもらいたいという希望はあるのか。また、利用を希望している団体がすでにあるか？

健康推進課長：

研修・講習室はがん患者や支援団体の活動の場として利用してもらうだけでなく、人材育成の場になることも期待している。区内で活動している団体から既に利用の希望が寄せられている。

Q. 港区のがん対策においては、治療の副作用のための医療用ウィッグを含めたアピアランス支援（外見支援）に注力していきたいということであるが、どのような検討がされているのか？

健康推進課長：

脱毛や色素沈着を含むがん治療の副作用では、医療用ウィッグや補正下着などの外見ケアで患者の生活の質（QOL）の向上がされると言われている。しかしアピアランス支援は患者が身近で相談することが困難な状況であり、適切な情報入手が難しい。現在、区内の医療機関や事業者と連携し、適切な情報提供や身近で相談できる体制を作るとともに、ウィッグなどの助成を行っている自治体の取り組みについて調査を行い、検討を進めている。

Q. みなと在宅緩和ケア支援センターにアピアランス相談窓口を併設することは、とても重要な意味を持つと考えるがどうか？

健康推進課長：

緩和ケア支援センターは、がん患者とその家族が住み慣れた地域で可能な限り質の高い生活を送ることができるように支援する拠点施設。在宅療養生活を支えるため、がんに対する総合的な相談機能を備える。患者の生活に影響を与えるアピアランス支援に対してもその相談事業として検討を進めていく。

【産業経済費】

Q. 本年度から、区は商店街に外国人観光客を受け入れるための環境整備等初期費用に要する経費の一部の助成を開始してる。免税手続きカウンターに関する経費も補助対象としているが、具体的な支援の内容は？

産業振興課長：

商店街に免税手続きカウンターを設置した場合、1666万6千円を限度に初期投資に要する経費の6分の5を補助する。免税手続き用カウンターや間仕切りなどの設置費用、専用レジなどの免税対応機器の購入経費、案内看板の設置経費、開設にあたってのPR経費などが対象になる。

Q. 法改正からも、商店街も免税手続きカウンターを設置しやすい環境が整えられてきている。全国ではすでに商店街に免税手続きカウンターを設置しているところもあるが、自治体の取り組み事例として把握している情報は？

産業振興課長：

平成27年4月に輸出物品販売場制度が改正され、翌5月に全国で初めて岡山市の表町商店街・ロマンチック通り商店街にカウンターが設置されたのを皮切りに、大阪の心斎橋筋商店街、広島県尾道市の尾道本通り連合会加盟の3商店街、台東区のかっぱ橋商店街などがありますが、設置例は今はまだごくわずか。カウンターの設置場所は百貨店や商店街の商店街組合事務所などに設置されるケースが多く、また免税対象店舗数は規模の小さなところで2・3店舗、大きいところで50店舗程度。

Q. 商店街側にどのような効果が期待されると考えているか、区の見解は？

産業振興課長：

商店街に委託型の免税手続きカウンターを設置した場合、商店街の複数の店舗で購入した商品でも合算し、その購入金額の合計が免税販売の対象となる下限金額を超えていれば免税の対象となる。よって、外国人観光客の購買意欲をかきたてるといった効果が期待できる。また、各店舗での手間のかかる免税手続きを事業者に一括して委託できるようになることから、各店舗は顧客に変わって行う煩わしい免税手続きから解放され、販売業務に専念することが可能になるとも考えられる。

Q. 本年第1回定例会の予算特別委員会の中で、地元商店街における具体的な購買促進策について質問した際、産業振興課長から効果的な情報発信の方法を検討すると回答があった。地元の方々に大切に思っていていただくことと未長く利用いただくことが、何よりも商店街にとってありがたいことであるし、存在を認識してもらう上でも重要なこと。どのような取り組みが検討され、実施されているのか？

産業振興課長：

地元商店街での購買を促進するため、『買い物するなら地元の商店街で』というオリジナルのロゴマークを作成した。ちいばすチャンネルで商店街イベント情報を紹介する際に併せて表示しているほか、港区商店街連合会に協力いただき、商店街連合会のHPやプレミアム付き商品券発行の際の周知ポスターやチラシに表示をしている。また、職員の公務練空くカードにも表示するなどし、区民に地元商店街での購買をPRしている。今後は年明けに発行する『商店街グランプリガイドブック』などの刊行物にも積極的に表示を行う。

Q. 区の取り組みを受けて、各商店街で展開されている事例はどのようなものがあるか。また、今後区はこの取り組みをどうしていくのか、どうしていきたいのか？

産業振興課長：

区で作成したロゴマークは、港区商店街連合会総会において、各商店街に対してイベント用チラシなどに表示いただくよう提案した。各商店街からは思った以上の反応をいただき、お祭りの案内用ポスターやチラシ、お祭り当日に設営したテントや来場者に配布した風船に表示いただくなどの取り組みを行っていただいた。

こうした取り組みは一定の時間をかけ、商店街全体で繰り返し行うことで、ゆっくりと効果が現れてくるものと考え。今後はロゴマークの表示だけではなく、ケーブルテレビやSNSなど様々な媒体を活用し、区民に対し地元の商店街の存在を再認識していただくとともに、より消費行動を促すための施策を商店街連合会、各商店街と協力しながら展開していく。

【土木費】

Q. 区の中で、大手デベロッパーを指導・誘導することを担っているのが開発指導課。地域貢献について何を指導しているのか、区民の目には見えにくい。今まで大手デベロッパーに対し、どういった点を指導・誘導しているのか、どういう点が聞き入れられたか、聞き入れてもらえなかったのか、具体例は？

開発指導課長：

大規模開発における地域貢献について、歩行者デッキの整備や駅のバリアフリー化など地域の課題解決に取り組むよう、各地区総合支所と連携して開発事業者を指導・誘導している。これまで竹芝地区では保育施設の導入や電線類地中化の整備、虎ノ門駅南地区では駅の拡張や駅前広場空間の整備などが計画に反映された。

一方、芝地区管内においては、生鮮三品を扱うスーパーの導入について協議しているが、土曜・日曜の売り上げやテナント料などの課題があり、なかなか実現できない状況。今後も大規模開発においては、地域に必要な生活利便施設の導入など地域の課題解決に繋がる計画となるよう、事業者を指導・誘導する。

Q. 港区開発事業に係る定住促進指導要綱では『延床面積が3000平米以上の開発の場合、10%に相当する面積を良質な住宅や生活に便利な施設を付ける』ことを求めている。また、要綱では『敷地面積が3000平米以上の場合は公共施設等の整備』が求められ、『敷地が500平米以上は届け出が必要』とされているが、平成27年度でそれぞれの協議件数は？

住宅担当課長：

平成27年度における延床面積3000平米以上の協議件数は28件。敷地面積3000平米以上の公共施設等整備件数は6件。500平米以上の届け出は19件。

Q. この指導要綱と届け出は開発事業者にとって義務なのか、それとも任意の企業努力なのか？

住宅担当課長：

指導要綱はあくまでも指導要綱。提出は努力義務となるが、これまでのところ事前協議の届け出はどの開発事業者ももれなく行っている。

Q. 今までどのような施設や整備が事業者によって何件設置されたのかなど、要綱に基づいた指導の成果は？

住宅担当課長：

この要綱は平成3年に制定され、今までに約3万5千戸の住宅が作られた。平成15年からは生活に便利な施設を整備することが可能となり、スーパー・コンビニなどの店舗が15件、帰宅困難者対応や防災備蓄走行などの防災施設が58件、保育施設が3件、一般利用可能な喫煙所が13件、その他には集会場などのコミュニティ活動施設や自転車シェアリングポートが設置された。

延床面積6000平米（階数10階程度）の事務所の場合では、共用部の効率化や住環境の確保から、上層階に住宅を設置するのではなく、1・2階の低層部にコンビニや防災倉庫などの生活に便利に施設の設置を要請したものもある。

【教育費】

Q. 東町小学校に国際学級が導入されて5年になるが、この期間の日本語学級児童数の推移は？また、日本語学級に通える最大年数は？

学務課長：

日本語学級に通級する過去5年間の児童数は、平成24年度が29人、平成25年度が28人、平成26年度が30人、平成27年度が30人、平成28年度が34人。日本語学級に通級できる最大年数は、通級を開始した日から2年間。

Q. 国際学級に加え日本語学級の充実も必要だと思うが、これからの日本語学級の取り組みは？

教区政策担当課長：

現在、38人が筭小学校の日本語学級に通級しており、うち約6割が筭小学校の児童。そのほかにそれぞれの在籍校で日本語適応指導を受けている児童が47人いる。

他校から日本語学級に通級する場合は保護者の送迎が必要となるため、日本語学級に通えず日本語適応指導を受けている児童も多いと考えられる。そのため、筭小学校以外での学校での日本語学級の新たな設置についても検討する必要がある。今年度中にはニーズ調査を実施する。

日本語学級の新たな設置については、東京都の認証を受ける必要がある。ニーズ調査の結果、東京都への申請要件を満たす場合は新たに設置について申請を行う。

Q. 日本語学級は2年間通えるということだが、国際学級や日本語適応指導に制限はあるか？

指導室長：

国際学級は在籍期間に制限は無く、卒業時まで在籍できる。日本語適応指導は年間48時間を上限としている。例えば、1日2時間、週2日の指導の場合はおよそ12週で終了。

Q. 小学校と中学校では英語の成績評価方法が異なる。今後、よりコミュニケーションが重要視されていく中学校英語評価をどのように考えていくか？

指導室長：

これまで中学校の英語評価は、読み書きを中心にした筆記テストが中心だったが、今年度は3校がスピーチやインタビューテストなどのパフォーマンス評価を先行実施している。次年度以降、このパフォーマンス評価を全校に広め、指導と評価の一体化を図る。

Q. 国際学級は外国人児童に対して英語による日本の教育を展開する学級、日本語学級については外国人児童や帰国子女に対して日本語の習得を目指した学級とその性質は異なる。国際化に対応した教育を充実するにあたっては、どちらにおいても直接指導する教員の資質・能力がもっとも重要であるが、それぞれの学級に配置される教員について、採用方法や配置について考慮していることは？

指導室長：

東町小学校の国際学級講師（EST）は非常勤講師であるため、毎年教育委員会が資格要件を審査するほか、面接を実施している。志望動機や指導経験などを十分に加味し、国際学級の趣旨を理解し貢献できる能力の高い教員を採用することで、国際学級の教育の質の確保に努めている。筈小学校の日本語学級については、東京都で採用された教員が配置されている。日本語教育の質の確保や指導の充実を図るため、他の区や市で日本語指導の経験があるなど、専門性が高い教員を東京都に要請している。